

都市公園の占用(太陽電池発電施設の設置)

1. 都市公園への太陽電池発電施設の設置に係る改正の背景

○ 平成24年11月に、都市公園法施行令及び都市公園法施行規則の改正により、太陽電池発電施設等を占用物件に追加し、技術的基準等を定めた。

改正趣旨

○ 近年の環境意識の高まりから、都市において化石燃料以外のエネルギーの利用や化石燃料の効率的利用が求められていく中、太陽電池発電施設などの環境への負荷の低減に資する発電施設等を設置する場所が必要とされており、

○ このため、都市公園をこれらの施設の設置場所として、公衆の利用に支障を及ぼさない範囲で利用することができるようにするため、占用物件の範囲の拡大等を行った。

■都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)抄

(占用物件)

第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一の三 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの

(占用に関する制限)

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

六の二 第十二条第一号の二に掲げる災害応急対策に必要な施設及び同条第一号の三に掲げる発電施設は、国土交通省令で定める基準に適合すること。

■都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)抄

(環境への負荷の低減に資する発電施設)

第五条の三 令第十二条第一号の三の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

一 太陽電池発電施設

(災害応急対策に必要な施設及び発電施設に関する基準)

第七条の二 令第十六条第六号の二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

三 第五条の三第一号に掲げる太陽電池発電施設については、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと。

都市公園の占用(太陽電池発電施設の設置)

2. 太陽電池発電施設の設置に係る技術的基準について

都市公園法施行規則第7条の2第3号に定められた技術的基準(抜粋)
「**既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと**」

○ 環境負荷の低減に資する太陽電池発電施設であっても、広場等に設置された場合には、当該広場の広場としての効用や公園のオープンスペース機能が損なわれる恐れがあるので、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築面積を増加させない範囲内で認めることとしたものである。

(「都市公園法解説(改訂新版)」より)

(参考)

都市公園法施行規則改正時には、「既設の建築物」として、公園施設としての一定の規模の屋根や屋上を有する運動施設(野球場等)、教養施設(図書館等)、便益施設(駐車場)等が想定されていた。

都市公園の占用(太陽電池発電施設の設置)

3. 太陽電池発電施設の設置に係る技術的基準の考え方(1)

○ ご提案の太陽電池発電施設が、「建築物」に当たるかどうかについては、建築基準法に基づき、建築主事が個別具体的に判断することとなる。

※ なお、都市公園法では、公園施設の建築面積については、各地方公共団体が条例で定める建ぺい率の基準を超えることができない。(都市公園法第4条)

■ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)抄

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 **建築物** 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

(参考)

(国住指第4936号平成23年3月25日)

各都道府県、建築行政主務部長 宛

国土交通省住宅局建築指導課長

太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて
(抜粋)

第2 土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い

土地に自立して設置する太陽光発電設備については、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、法第2条第1号に規定する建築物に該当しないものとする。

都市公園の占用(太陽電池発電施設の設置)

3. 太陽電池発電施設の設置に係る技術的基準の考え方(2)

- ご提案の太陽電池発電施設が建築物に該当する場合、当該発電施設が「既設の建築物に設置されている」かどうかについては、公園管理者が個別具体的に判断することになる。
- 一般論として、公園施設である駐車場の屋根としての機能と占用物件である発電施設としての機能を併せ持つ太陽光発電施設として解釈できる場合、通常、都市公園としての効用や公園のオープンスペース機能が損なわれるおそれはないと考えられる。
- したがって、このような発電施設は、「既設の建築物に設置されている」とみなして差し支えない。

(参考) 太陽電池発電施設の設置例



はまであら

浜寺公園(大阪府高石市)

- 園内の休憩施設の屋根の上部に設置。
- 休憩施設となる日よけを設置するとともに、その上に太陽電池発電施設を設置し、施設の照明の点灯に活用。



とやのがた

鳥屋野潟公園(新潟県新潟市)

- 園内の事務所の屋根の上部に設置。
- 太陽電池発電施設により発生した電気を施設の照明等の点灯に活用。



ほうじょう

北条公園(愛媛県松山市)

- 園内の体育館の屋根の上部に設置。
- 太陽電池発電施設により発生した電気を施設の照明等の点灯に活用。
- なお、発生した余剰電力は電力会社に売電している。

(参考)都市公園法の概要

都市公園・公園施設の定義

都市公園

- ① 国営公園
- ② 地方公共団体が設置する公園

公園施設

＜都市公園の効用を全うする施設＞
 園路、広場、植栽(修景施設)、休憩所(休養施設)、ぶらんこ(遊技施設)、野球場(運動施設)、植物園(教養施設)、売店(便益施設)、門(管理施設)等

都市公園の設置・管理基準等に係る規定

設置

- ・都市公園供用開始の要件
- ・都市公園の設置基準
- ・公園施設の設置基準等

管理

設置・管理に係る国・地方公共団体等の費用負担割合等

- ・公園管理者(国・地方公共団体)
- ・公園管理者以外の者の公園施設の設置等
- ・兼用工作物の管理
- ・占用許可物件(占用物件:電柱・水道等)
- ・都市公園内での禁止・許可行為事項
- ・都市公園の保存
- ・占用料・使用料の徴収等

※斜体は、地方公共団体の設置する公園について、その条例に委任されている事項

その他

- ・立体都市公園に関する規定
- ・地方公共団体への補助金交付規定
- ・公園管理者による監督処分・罰則規定
- ・私権の制限に関する規定
- ・不服申立てに関する規定等

＜法目的＞ 都市公園の健全な発達・公共の福祉の増進

(参考)都市公園の占用

都市公園は、休息、レクリエーションの場、都市環境の改善、生物多様性の確保等、災害時における避難地等、**多面的な機能を持った公共オープンスペース**という性格を有する。

このため、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、**公園管理者の許可が必要**。

<都市公園法6, 7条>

<都市公園法施行令12~17条>

<都市公園法施行規則5~8条>

占用物件の許可条件

※占用物件として許可されるためには、以下の条件を全てを満たす必要がある。

- ① 占用が公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないこと
- ② 必要やむを得ないと認められること
- ③ 政令で定める技術的基準に適合すること
- ④ 物件が以下のものであること

(例)電柱、電線、水道管、下水道管、軌道、公共駐車場、郵便ポスト、公衆電話、

災害用収容仮設施設、競技会等の催し物のために設けられる仮設工作物 等

※**占用期間**:10年以内で政令で定める期間(物件により異なる期間が設定されている)

占用に係る規制

- ・外観・構造に係る規制
- ・設置基準規制(地下埋設義務、建築面積規制 等)
- ・設置に係る工事要件

都市公園の保存(公益上特別の必要がある場合)

1. 都市公園の保存規定の趣旨

- 都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いとレクリエーションの場となるほか、都市景観の向上、都市環境の改善、災害時の避難場所等として機能するなど多様な機能を有している。
- このような緑とオープンスペースの中核となる都市公園の積極的な整備を図るとともに都市住民の貴重な資産としてその存続を図ることが必要であるため、保存規定が設けられた。
- このため、他の都市計画事業が施行される場合や公益上特別の必要がある場合等、他に、みだりに都市公園を廃止してはならないこととされた。

■ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)抄

(都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二・三 (略)

都市公園の保存(公益上特別の必要がある場合)

2. 「公益上特別の必要がある場合」について

公園管理者が公益上特別の必要があると判断すれば、都市公園の廃止は可能。

○ 「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要だという場合のことである。この判断は、最も慎重に行わなければならないが、その客観性を確保するため、あらかじめ公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞く等の運用を行うことが好ましいと考える。

(「都市公園法解説(改訂新版)」より)

■ 都市公園法運用指針(平成24年4月国土交通省都市局)抜粋
(参考「公益上特別の必要がある場合」について)

「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことである。

その判断に当たっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要がある。例えば土地収用法第4条においては、同法又は他の法律によって、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ収用し、又は使用することができない旨規定しているが、法第16条で規定する「公益上特別の必要がある場合」においても、少なくとも土地収用法第4条に規定する程度の特別の必要が求められると考えられる。

都市公園の保存

(都市公園法第16条に基づく都市公園の廃止事例)



もとやしき

元屋敷公園(熊本県芦北町)

○下水道施設(ポンプ場)整備のため都市公園を廃止

(都市公園法第16条第1号に基づく廃止)



きし

吉志ゆめ公園(福岡県北九州市)

○都市公園を廃止・統合し、代替地に新たに、従前より大規模な公園を整備

(都市公園法第16条第2号に基づく廃止)

(参考)都市公園の廃止手続き

- 都市公園を廃止する場合は、国土交通大臣への報告や都市公園台帳の記載事項の変更などの手続きがある。
- 特に、都市計画施設である都市公園の場合は、公聴会の開催等、別途都市計画法に定められた手続きが必要。

■都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)抄

(都市公園台帳)

第十七条 公園管理者は、その管理する都市公園の台帳(以下この条において「都市公園台帳」という。)を作成し、これを保管しなければならない。

2 都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

(報告及び資料の提出)

第三十条 地方公共団体は、都市公園を設置し、その区域を変更し、若しくは都市公園を廃止したとき、又はこの法律に基く条例を制定したときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(参考)都市公園法の趣旨

都市公園法案提出の際の提案理由説明

(馬場建設大臣)

従来、営造物である公園に関する法制としては、明治六年太政官布告第十六号のほかは、わずかに都市計画法及び土地区画整理法にその建設に関する規定が散在するにすぎず、これが管理に関する法制は全く存在しなかったのであります。その結果、公園の管理の適切を欠くものが多く、あるいは荒廃し、あるいは壊滅した公園も少なくない状況であります。

このような事態に対処するため、公園の規制に関する法律の制定が長年にわたり各方面から要望されておりましたので、ここに都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて都市公園の健全な発達をはかり、もって公共の福祉の増進に資するため、本法案を提案することといたしました次第であります。

(昭和三十一年三月十五日(衆)建設委員会議事録抜粋)